

令和6年4月1日から水道料金を改定します

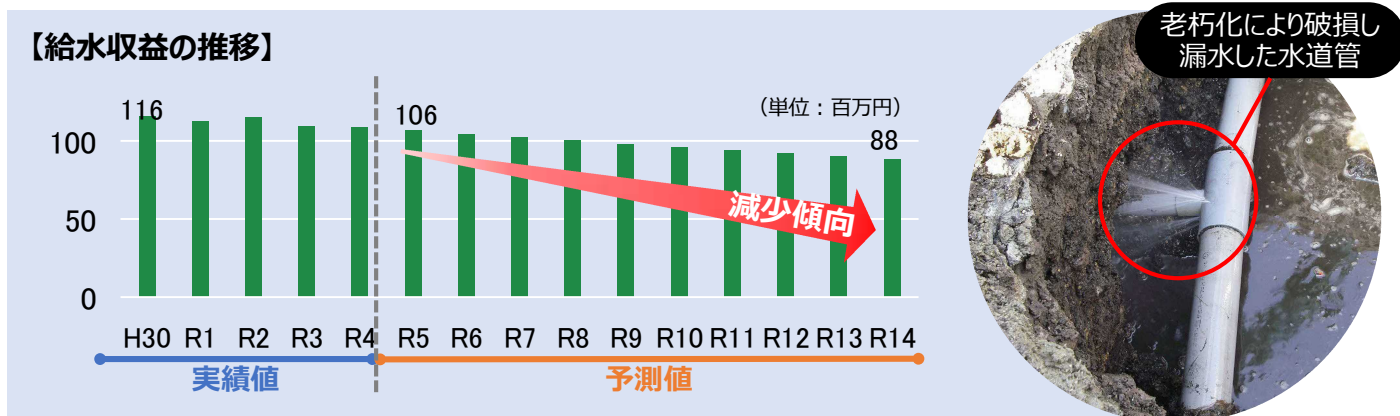
水道事業の施設・管路を計画的に更新し、水質安全性を確保、災害対策の強化など、様々な課題に対応しながら、持続可能な水道事業を実現させるため、水道料金の改定を行います。

※ 今回は下水道使用料の改定はありません。

料金改定の主な理由

① 水道料金収入の減少

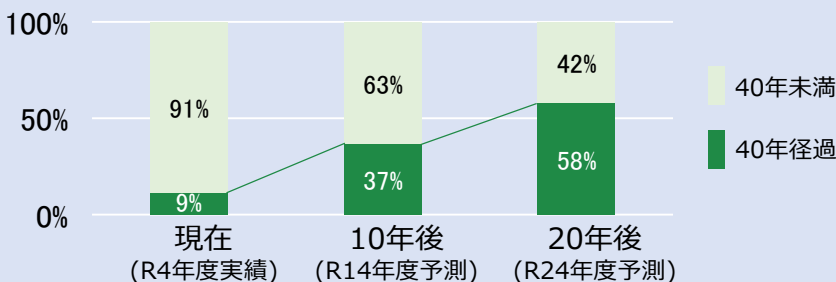
水道料金収入は人口の減少や核家族化・節水機器の普及により減少傾向にあります。アセットマネジメントに基づく工事費の削減等に努め、20年以上、水道料金を据え置いてきましたが、令和4年度決算より赤字経営に陥り、今後についても、必要なコストを現在の水道料金収入では賄えない見通しとなっています。



② 老朽化する施設の更新

高度成長期以降に整備した水道施設の老朽化が進んでおり、水道施設を維持するためには、老朽化した施設の更新を毎年続けていく必要があります。

【法定耐用年数を超過した水道管路延長の推移】



新料金の適用時期

令和6年3月31日以前から使用している場合

料金改定後初めての検針は現行の料金を適用し、2回目以降の検針分について新料金を適用します。

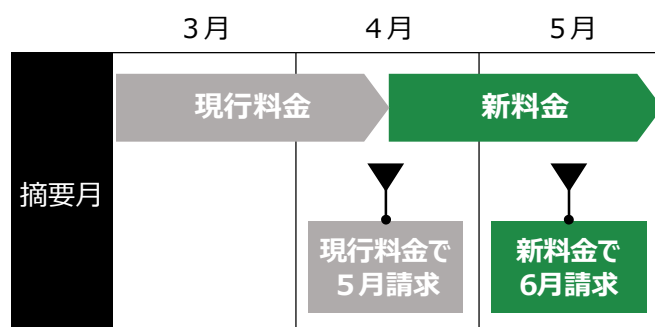
引っ越し等により

令和6年4月1日以降に使用開始した場合

初めての検針から新料金が適用されます。

【令和6年3月31日以前から使用している場合】

▼: 検針



新料金表

令和6年4月1日からの新料金表は次のとおりです。

※令和6年3月31日以前から使用しているお客様は令和6年6月請求分から新料金となります。(消費税抜き)

口径	基本料金 (1か月につき)	従量料金 (水量1m ³ につき)			
		11m ³ ~30m ³	31m ³ ~50m ³	51m ³ ~100m ³	101m ³ ~
13mm	1,520円	150円	170円	200円	240円
20mm	1,770円				
25mm	2,130円				
30mm	2,730円				
40mm	3,930円				
50mm	6,330円				
75mm	12,330円				

水量が10m³以下の場合は、従量料金はかかりません。

現行料金との比較

実際の請求にあてはめた場合の新料金表と現行料金表との差額は次のとおりです。(消費税抜き)

口径	改定の影響	1か月あたりの使用水量		
		10m ³ の場合	20m ³ の場合	30m ³ の場合
13mm	現行料金	1,200円	2,500円	3,800円
	新料金	1,520円	3,020円	4,720円
	差額	+320円	+520円	+920円
20mm	現行料金	1,450円	2,750円	4,050円
	新料金	1,770円	3,270円	4,970円
	差額	+320円	+520円	+920円

新水道料金早見表 (水道メーター口径13mmの場合 1か月分)

使用水量	金額 (税抜)	使用水量	金額 (税抜)	使用水量	金額 (税抜)
m ³	円	m ³	円	m ³	円
0~10	1,520				
11	1,670	21	3,170	31	4,690
12	1,820	22	3,320	32	4,860
13	1,970	23	3,470	33	5,030
14	2,120	24	3,620	34	5,200
15	2,270	25	3,770	35	5,370
16	2,420	26	3,920	36	5,540
17	2,570	27	4,070	37	5,710
18	2,720	28	4,220	38	5,880
19	2,870	29	4,370	39	6,050
20	3,020	30	4,520	40	6,220

お問合せ先

水道料金の改定に関するお問合せはこちらにご連絡ください。

小国町役場 建設課 上下水道係

☎ 電話番号：0967-46-2114